

平成 2 7 年度第 1 回

第 8 2 回札幌市都市計画審議会

議 事 録

平成 2 7 年 6 月 4 日 (木)  
S T V 北 2 条ビル 地下 1 階会議室

札幌市市民まちづくり局

## ■ もくじ ■

1	開会	1
2	委員及び事務局の紹介	1
3	会長の選出	3
4	職務代理者の指名	5
5	議事録署名人の指名	5
6	議事 ◎札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について（中間報告）	5
7	その他	32
8	閉会	33

第82回（平成27年度第1回）札幌市都市計画審議会

- 1 日 時 平成27年6月4日（木）午後1時30分～午後3時28分
- 2 場 所 S T V北2条ビル 地下1階会議室
- 3 出 席 者 委 員：高野伸栄会長を初め20名（巻末参照）

札幌市：市民まちづくり局都市計画担当局長 浦田 洋  
市民まちづくり局都市計画部長 三澤 幹夫  
都市局市街地整備部事業推進担当部長 阿部 芳三

4 議 事

【関連説明案件】

札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について（中間報告）

## 1. 開 会

●事務局（村瀬都市計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員24名のうち、18名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、第82回、平成27年度といたしましては第1回目となります、札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております市民まちづくり局都市計画部都市計画課長の村瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、委員の皆様にお知らせしておくことがございます。

本市におきましては、5月10日から10月20日までの期間、暑さをしのぎやすいノーネクタイ、軽装など、エコスタイルでの勤務を実施しておりますが、今回の審議会におきましても、私たち事務局員及び説明員は、エコスタイルで審議会に出席させていただいている者もおりますことをご了承願いたいと思います。

## 2. 委員及び事務局の紹介

●事務局（村瀬都市計画課長） それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、委員の委嘱につきましてご報告させていただきます。

まず、学識経験者として就任いただいております亘理委員が退任されたことから、新たに委員を委嘱させていただいております。

岸本様、恐れ入りますが、その場でご起立いただけますでしょうか。

岸本太樹委員でございます。

●岸本委員 岸本でございます。

北海道大学で行政法という科目を担当しております。よろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） 次に、市議会議員の職を有している委員におかれましても、井上ひさ子委員、小倉菜穂子委員、長内直也委員、長谷川 衛委員、本郷俊史委員、宮村素子委員の6名が退任され、新たに6名の委員に委嘱させていただいております。

ここで新委員の皆様をご紹介します。

五十音順にお名前を申し上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただけますでしょうか。

まず、五十嵐徳美委員でございます。

●五十嵐委員 五十嵐でございます。

今回で都市計画審議会は2期目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） 次に、小形香織委員でございます。

●小形委員 小形香織です。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） 次に、中村たけし委員でございます。

●中村（た）委員 中村たけしでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） 次に、林 清治委員でございます。

●林委員 林 清治でございます。よろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） 最後に、丸山秀樹委員でございます。

●丸山（秀）委員 丸山秀樹でございます。よろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） なお、同じく、今回、委嘱させていただきました飯島弘之委員は、ご都合により、本日は欠席されております。

次に、関係行政機関の職員につき、今年度の人事異動により委嘱されました方をご紹介します。

池田様、古川様、その場でご起立いただけますでしょうか。

まず、北海道建設部まちづくり局長の山田耕三委員でございますが、本日は、代理人として、都市計画課総括主査の池田様のご出席です。

●池田委員 池田です。よろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） 次に、北海道警察本部交通部長の中榮高広委員でございますが、本日は、代理人として、交通規制課都市交通対策第一担当補佐の古川様のご出席です。

●古川委員 古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） なお、本日、委員の委嘱をいたしました皆様のお手元には委嘱状を置かせていただいております。本来であれば、お一人ずつ手渡しすべきところですが、どうかご容赦いただきますようお願いいたします。新委員の皆様方におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、当審議会の事務局も5月の人事異動に伴いまして変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

都市計画担当局長の浦田でございます。

●事務局（浦田都市計画担当局長） このたび都市計画関係業務を担当することになりました浦田でございます。

過去2年間担当しておりました若松の後任として先週に着任いたしました。

これまで、審議会で計画をつくっていただきました都市計画施設の整備を主に担当してまいりましたが、今後は長期的なまちづくりの方向性を決定しておりますこの審議会でより活発な議論を行っていただけますよう、力を尽くしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） 次に、連絡事項ですが、飯島委員、坂井委員、星野委員、中村（達）委員につきましては、欠席する旨の連絡が入っております。

また、本日の議案に関連する部局として、市民まちづくり局都市計画部、都市局市街地整備部の関係職員がそれぞれ来ております。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、関連説明案件に係る資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、本日ご都合により資料をお持ちになっておられない委員の方は事務局までお知らせください。

また、本日配付の資料として、配布資料1の会議次第、配布資料2の両面物の委員名簿、座席表、配布資料3の両面物の札幌市都市計画審議会条例、配布資料4の平成27年度審議会の年間スケジュール、配布資料5の都市計画マスタープラン等見直し検討部会委員名簿がございます。

ご確認をお願いします。

### 3. 会長の選出

●事務局（村瀬都市計画課長） 次に、会議次第の3に移ります。

互理前会長の退任に伴いまして、今回、新たに会長を選出する必要がございます。資料としてお配りしております配布資料3の札幌市都市計画審議会条例第7条第2項に「会長は、審議会の会議の議長となる」とありますが、会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

●事務局（村瀬都市計画課長） ありがとうございます。

それでは、事務局で進めさせていただきます。

会長の選出方法につきましては、条例第6条第1項にございますように、「学識経験の

ある者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める」となっております。

候補者の立て方としましては、立候補あるいは推薦がございますが、皆様、何かご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

●事務局（村瀬都市計画課長） ご意見がないようですので、皆様のご了解がいただければ、事務局から会長候補をご提案させていただいた上でお諮りしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

●事務局（村瀬都市計画課長） ありがとうございます。

それでは、会長候補をご提案させていただきます。

新会長には、前回、職務代理者をお願いしておりました高野伸栄委員をお願いしたいと存じます。

皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

●事務局（村瀬都市計画課長） ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、賛成を得ましたので、当審議会の会長に高野委員を選出することといたします。

ここで、傍聴席、報道席にいらっしゃいます皆様に連絡がございます。

本審議会での場内の撮影につきましては、議事に入りました後はご遠慮いただいております。議事に入るのは、会長による職務代理者の指名と議事録署名人の指名がありました後となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以降の進行を高野会長をお願いいたします。

高野会長は、お席の移動をお願いいたします。

〔会長は議長席へ着く〕

●高野会長 それでは、ただいま会長の職を務めさせていただくことになりました北海道大学の高野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私の専門は、都市地域計画や交通計画でございまして、まちづくりを勉強しているところでございます。

皆様方もご承知のように、まちづくりにとりまして、都市計画審議会とは、地域地区やさまざまな都市施設など、いろいろな形で根幹にかかわるものになってございまして、これまでは前会長の亘理先生がいろいろな意見をうまくまとめていただいております。亘理先生のようにうまくまとめる自信はございませんけれども、皆様方のご協力を頂戴いたしまして、この都市計画審議会が札幌のいいまちづくりのために適切な役割を果たしていきたいと考えておりますので、ご協力を何とぞよろしく願いいたします。（拍手）

#### 4. 職務代理者の指名

- 高野会長 それでは最初に、職務代理者の指名に移りたいと思います。

札幌市都市計画審議会条例第6条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」という規定がございますので、私から職務代理者を指名させていただきたいと存じます。

職務代理者は愛甲委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

#### 5. 議事録署名人の指名

- 高野会長 続きまして、本日の議事録署名人をご指名させていただきたいと存じます。

本日の議事録署名人といたしましては、愛甲哲也委員と五十嵐徳美委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

#### 6. 議 事

◎札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について

- 高野会長 それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

先ほどお話がございましたように、この後の場内での写真撮影はご遠慮いただくようお願いいたします。

お手元の会議次第をごらんください。

きょうは、議事が1件でございまして、札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況についての関連説明案件となっております。

それでは、これについての説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

- 村瀬都市計画課長 都市計画課長の村瀬でございます。

これより、札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況につきまして中間報告をいたします。

札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会におきましては、札幌市都市計画マスタープランの見直しのほか、後ほどご説明いたします立地適正化計画の策定及び都市再開発方針の見直しについて、一体的に議論を行ってまいりました。

立地適正化計画は、居住機能や都市機能の適正な立地誘導を図ることを目的としており、策定後は都市計画マスタープランの一部とみなされることとなります。また、都市再開発方針につきましても、都市計画マスタープランが示す目指すべき都市の将来像の実現に向けた一翼を担うものであり、都市計画マスタープランに即して策定する必要がございます。

この二つは、ともに都市計画マスタープランと整合を図りながら計画を推進することが求められていることから、これら三つの計画の策定に向けた検討を一体的に行うこととしたものです。

それでは初めに、札幌市都市計画マスタープランの見直しの検討状況についてご説明し



ます。

資料につきましては、右上に関連説明資料①と書かれたA3判の資料になります。

開いていただきまして、1ページをごらんください。

まず、都市計画マスタープラン見直しの背景からご説明いたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定されている市町村が定める都市計画の基本的な方針で、札幌市では平成16年3月に策定いたしました。

(1)の目的です。

札幌市の目指すべき都市の将来像の実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理し、今後の協働の都市づくりを推進する一助にするとともに、都市づくりの総合性、一体性を確保することとしております。

次に、(2)の位置づけです。

札幌市都市計画マスタープランは、当時の上位計画が掲げる都市づくりにかかわる事項を踏まえ、本市の他の部門別の計画や北海道が定める広域のマスタープランである都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とも整合を図った上で策定するもので、都市計画マスタープランを踏まえて都市計画決定、変更が行われ、個別事業が実施されます。

一方、現行の都市計画マスタープラン策定時と現在では、札幌市を取り巻く社会情勢が異なってきております。右上にございますように、今日的な動向、課題といたしましては、人口減少・超高齢社会の到来、生産年齢人口の減少などの社会経済情勢の変化や、地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化、また、これにも関連いたしますが、低炭素都市づくりや安全・安心都市づくりといった都市づくりの新たなニーズなどが挙げられ、このような動向、課題に対応していく必要がございます。

このため、平成25年に、これまでの上位計画であった「札幌市基本構想」と「第4次札幌市長期総合計画」を統合した新しい上位計画として、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定いたしました。また、この新たな上位計画の策定に伴って、他の部門別計画においても見直しの動きがあるところです。

以上のことから、今日的な動向、課題に対応し、また、上位計画の再編及び関連する部門別計画の見直しと整合を図るため、都市計画マスタープランの見直しを行うことといたしました。

なお、都市計画マスタープランは、都市計画決定事項ではございません。しかしながら、本市の都市づくりの基本的な考え方であることから、都市計画審議会においても、適時、説明を行い、ご意見をいただきながら検討を進めていく考えでございます。

次に2ページをごらんください。

続きまして、今回の見直しの方向性についてご説明いたします。

まずは、資料中央の「平成26年度の取り組み・検討」と書かれた赤枠部分をごらんください。

今回の見直しに当たっては、赤枠の中段にあるように、昨年度に実施した市民アンケート

ト、市民ワークショップ、子どもアンケート及び子ども議会を通じ、市民の方々からご意見をいただきました。また、都市計画マスタープラン等見直し検討部会を7回開催し、見直しの方向性について議論を進めるとともに、都市計画審議会においても検討状況をご報告し、ご意見をいただいております。

このような検討部会での議論や市民意見の内容、今日的な動向、課題などを踏まえ、資料の右側にございます「観点・理念」、「都市づくりの施策の方向性」、施策の実現に向けた「体制・進め方」という三つに分けて見直しの視点を検討することといたしました。

次に、3ページをごらんください。

まずは、「観点・理念」についてご説明いたします。

資料の左側をごらんください。

上段にございます現行の都市計画マスタープランでは、「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」を基本理念に掲げ、市街地の拡大抑制を基調とし、既存都市基盤を有効に活用しながら都市の魅力と活力を向上させていくことを目指しております。

また、下段にございますまちづくり戦略ビジョンでは、札幌型の集約連携都市を基本目標とし、「Sustainability」（持続可能性）、「Livable」（安心・快適で質の高い生活）、「Innovation」（創造性の発揮）、「Managing」（エネルギーやモビリティなど多様なマネジメント）という四つの要素を包括した都市の概念の「S・L・I・M City Sapporo」というコンセプトを掲げております。

これに加え、資料の中央に記載しておりますように、市民意見や検討部会の意見がございます。

一部をご紹介しますと、「札幌の立地や自然環境、気候条件を踏まえ、低炭素都市づくりにも対応した施策が重要」、「これからのまちづくりでは、冬の快適な暮らし、災害に強いまち、省エネで環境に優しいまちが望まれている」といった意見がありました。これらの意見を踏まえた検討に基づきまして、今回の都市計画マスタープランの見直しの視点として、右側に掲げたように、「人口減少下の持続可能な都市」「市民生活の目線に立った都市づくり」「札幌らしさの創出」「地域特性をふまえた都市づくり」の4点に整理いたしました。

次に、4ページをごらんください。

現行の都市計画マスタープランでは、左上にございますように、人口の増加に合わせた拡大型の都市づくりからの転換を目指すに当たり、今後重視すべき観点として、「成熟社会を支える都市づくり」「効率的な維持・管理が可能な都市づくり」「環境と共生する都市づくり」「地域コミュニティの活力を高める都市づくり」の4点を掲げております。

これらを踏襲しつつ、先ほどご説明いたしました四つの見直しの視点をもとに、今後重視すべき観点を、左下にございますように、「新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり」「持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり」「エネルギー施策と連携し、環境と共生する、低炭素型の都市づくり」「地域特性に応じた地域コミュニティの活

力を高める北国らしい都市づくり」「災害等に備えた安全・安心な都市づくり」という5点に取りまとめました。

また、一番下にあります都市づくりの理念につきましては、現行の都市計画マスタープランで掲げている「持続可能なコンパクト・シティ」の概念を踏襲しつつ、まちづくり戦略ビジョンで掲げている「S・L・I・M City Sapporo」をさらに進めた新たな都市づくりの概念を加えて整理する方向で、現在、検討を進めているところでございます。

次に5ページをごらんください。

続きまして、「都市づくりの施策の方向性」についてご説明いたします。

資料の左側をごらんください。

上段にございますまちづくり戦略ビジョンの方向性と下段にございます市街地の類型ごとの人口・土地利用の動向、さらには、資料中央にございます昨年度に得られた意見やそれらを踏まえた検討に基づきまして、今回の都市計画マスタープラン見直しの視点として、右側に掲げたように、「魅力があふれ世界をひきつける都心の再生・再構築」「多様な交流を支える交流拠点の充実・強化」「多様な住まい方を支える魅力ある市街地の実現」「市街地の外の自然環境の保全と活用」「工業地・流通業務地の維持・保全及び機能の高度化」の5点に整理いたしました。

次に6ページをごらんください。

資料の左側の図が現行の都市計画マスタープランにおける施策の方向性です。

特に総合的な取り組みが求められる課題を「都市づくりの力点」と位置づけ、図中に記載しております五つのテーマを設定しております。

これらを踏襲しつつ、先ほどご説明いたしました五つの見直しの視点をもとに施策の方向性を整理したものが右側の図になっております。

具体的な施策の内容について要点を抜粋してご説明いたしますと、1点目の「魅力があふれ世界をひきつける都心の再生・再構築」につきましては、官民協働による環境負荷低減やエネルギーネットワークの構築、建物の建替え更新等に伴う低炭素化の推進などといった内容の検討を進めております。

なお、現在、都心まちづくり計画につきましても見直しが進められており、互いに整合をとりながら検討を進めているところでございます。

右側の2点目ですが、「多様な交流を支える交流拠点の充実・強化」につきましては、土地利用計画制度や補助金制度などを活用した都市機能の集積や交流機能の創出による拠点機能の強化などといった内容の検討を進めております。

左下の3点目の「多様な住まい方を支える魅力ある市街地の実現」につきましては、居住機能の集積や歩行者環境を重視した基盤整備などによる高密度で質の高い複合型高度利用市街地の形成や小学校区を基本単位とした郊外住宅地の魅力向上に向けた取り組みの推進などといった内容の検討を進めております。

右中段の4点目の「市街地の外の自然環境の保全と活用」につきましては、拠点間のア

クセス道路沿いの土地利用の限定的許容や景観への配慮といった内容の検討を進めております。

最後に、右下の5点目の「工業地・流通業務地の維持・保全及び機能の高度化」につきましては、工業地や流通業務地の操業環境を守るための土地利用計画制度の適切な運用や流通業務団地の物流機能の高度化に資する土地利用のあり方などといった内容の検討を進めております。

なお、現行の都市計画マスタープランにおいて力点の一つに位置づけられている「オープンスペース・ネットワーク」の考え方につきましては、地域特性と照らしながら、引き続き踏襲していく考えとしております。

次に、7ページをごらんください。

続きまして、実現に向けた体制・進め方についてご説明いたします。

資料の左側をごらんください。

現行の都市計画マスタープランでは、今後の都市づくりを展開していくため、市民・企業・行政などが相互に役割と責任を担い合う協働の仕組みの充実を掲げており、まちづくり戦略ビジョンにおいても、市民、企業との連携の強化を図ることとしております。

これに加え、資料の中央に記載しておりますが、「都心まちづくりの方向性を誘導する経済的な援助などを検討すべき」、「市民、企業と連携して地域特性を生かす取り組みを反映すべき」といった意見やそれらを踏まえた検討に基づき、今回の都市計画マスタープラン見直しの視点として、右側に掲げたように、「分野横断的な連携体制」「戦略的な施策展開と地域特性に応じた取り組みの連鎖」「地域特性に応じた官民協働による取り組みの循環」の3点に整理いたしました。

それぞれの考え方を8ページでご説明いたします。

1点目の「分野横断的な連携体制」につきましては、人口減少や高齢化の進展などへの対応は、都市計画分野だけでは難しいことから、都市経営を担うさまざまな分野が横断的に関与する連携体制の構築を要するという考え方でございます。

2点目の「戦略的な施策展開と地域特性に応じた取り組みの連鎖」につきましては、地域交流拠点において、機能集積などの検討を進めるに当たり、公共施設や民間施設の建替え更新やまちづくりの動きの熟度などを契機に、優先づけを行うという考え方でございます。

また、住宅市街地におきましては、地域特性に応じた都市づくりを先導するモデル的な取り組みを展開するとともに、この取り組みをきっかけとし、周辺地域でのさらなる取り組みが誘発されていくといった連鎖的な取り組みの継続を図るという考え方でございます。

3点目の「地域特性に応じた官民協働による取り組みの循環」につきましては、地域の価値や魅力を向上させるため、資金や事業ノウハウを有する公共や民間事業者も含めた地域のさまざまな活動主体が連携して地域資源を維持管理、運営、活用する取り組みを推進するという考え方でございます。

以上が都市計画マスタープラン見直しの検討状況となっております。現在、これらの内容に基づきまして、計画骨子案の作成を進めております。

次に、9ページをごらんください。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

現在、作成を進めております骨子案の内容は、5月26日と7月2日の検討部会において議論を行い、その結果につきまして、7月23日に開催される次回の都市計画審議会にてご報告いたします。また、この骨子案の内容について、市民向けのパネル展とワークショップを開催し、引き続き市民の意見を取り入れながら検討を進めてまいります。

今年度内は、あと5回の検討部会を開催する予定としており、次回の審議会でのご報告後、計画素案を作成し、9月の審議会においてご報告する予定としております。年内には計画案を取りまとめ、1月の審議会へご報告するとともに、パブリックコメントを実施し、これを踏まえた最終案を3月の審議会へご提示し、ご意見を頂戴した上で策定という流れになります。

なお、このスケジュールは、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再開発方針の三つについて一体的に進めてまいります。ただし、都市再開発方針につきましては、都市計画決定事項のため、事前説明と諮問という形で進めさせていただきます。

以上で、札幌市都市計画マスタープラン見直しにつきまして、中間報告を終わらせていただきます。

なお、ご説明は割愛させていただきますが、次のページより、検討部会において議論が行われました市街地特性に応じた地域ごとの視点についての資料を5ページにわたり添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、立地適正化計画策定の検討状況につきましてご報告いたします。

右側に関連説明資料②と書かれたA4判の資料をごらんください。

ページをお開きいただきまして、右側の1枚目の「立地適正化計画とは」というスライドをごらんください。

昨年8月に都市再生特別措置法が改正されまして、立地適正化計画を市町村が定めることができるようになったものです。簡単に言いますと、居住を誘導する区域と都市機能を誘導する区域を定めて、それぞれで施策を進めていくといった内容となっております。

その下の2枚目のスライドをごらんください。

全体として立地適正化計画の区域があり、その区域の中に居住誘導区域を定め、その居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定め、その都市機能誘導区域においては誘導施設を定めるという内容となっております。

ページをめくっていただきまして、3枚目のイメージ図と都市機能誘導区域と居住誘導区域について書かれているスライドをごらんください。

これは一般論ですけれども、まず、居住誘導区域をごらんの模式図のようなエリアに定め、右側の青色の四角の中にありますように、この区域においては民間事業者が都市計画

等の提案制度ができるようになります。また、その下にありますように、一定規模以上の住宅等の建築を届出・勧告の対象とします。さらに、一番下ですが、居住誘導区域の外に居住調整地域を定めることができることになっており、定めた場合には開発許可の対象とすることが制度的に掲げられております。

左側の都市機能誘導区域についてですが、これを定めたら、赤色の四角にありますように、特定用途誘導地区を定めることができ、定めた場合には建物用途や容積率の規制を緩和することができる規定になっております。また、下に想定される施設がありますが、誘導施設を整備する事業者への出資といった支援があります。さらに、都市機能誘導区域以外における誘導施設の建築等の届出・勧告の対象となることが掲げられております。

このように、区域を定めて、緩やかに居住と都市機能を誘導するというものになっており、こちらには書いておりませんが、これを実現するに当たり、計画、策定した市町村、あるいは、計画に基づく施策につきましては、国からの交付金や補助金等の支援も予算の範囲内で受けられます。

次からは、札幌市の現況ということで、立地適正化計画を策定するに当たり、現況を調べたものでございまして、4枚目のスライドは人口の推移でございます。

右側に移りまして、5枚目のスライドは、年齢区分ごとに分けた人口推計でございます。ごらんのように、赤色の棒グラフが高齢者で、どんどんふえていき、緑色と青色の棒グラフの生産年齢人口、年少人口はどんどん減っていきます。

その下の6枚目のスライドは、「世帯数の推移」でございます。人口ほど減少幅は少なく、例えば平成22年の一般世帯数の88万5,000人ですが、平成47年にはちょうど同じぐらいの数になっております。一方で、高齢単身世帯数は、平成22年の8万2,000世帯から、平成47年には13万9,000世帯と、激増する予測になっております。

ページをめくっていただいて、7枚目には、札幌市の現況として人口集中地区の変遷について掲げております。1ヘクタール当たり40人以上の人口密度のあるエリアが人口集中地区という定義がありまして、それをあらわしたものでございます。黄色が1970年、昭和45年のDIDですけれども、8,800ヘクタール、総人口が100万人です。30年後の平成12年、2000年には、全てが着色されていますけれども、2万2,000ヘクタール、180万人と、増加しております。

その下の8枚目のスライドは、市街化区域についてということで、市街化区域の設定はどのようになっているかでございます。昭和45年に市街化区域を設定して以来、外側に徐々に拡大してきておりますが、平成16年の都市計画マスタープラン策定以降は基本的に抑制の方向で進めております。

続きまして、右側の9枚目のスライドですが、インフラあるいは公共施設の維持・更新費用についてです。この図は、インフラではなく、公共施設についてですけれども、現在、大体300億円ぐらいの保全費用を要しておりますが、これから建替えをしていかなければ

ばならない施設について、単純に置きかえた場合、2040年ごろにはその倍の600億円を超えるぐらいの予算が必要になります。

続きまして、その下の10枚目のスライドからは、札幌市における立地適正化計画策定の考え方でございます。

このスライドは、都市計画マスタープランの理念の図となっております。

ページをめくっていただきまして、11枚目のスライドは、まちづくり戦略ビジョンの基本的な考え方でございます。

その下の12枚目のスライドは、戦略ビジョンにおける市街地区分の状況をあらわしたものでございます。

右側に移りまして、13枚目のスライドは、戦略ビジョンにおきまして、市街地区分ごとに応じてどのような施策を考えていこうかといったものを掲げているのですが、これを実現するに当たり、立地適正化計画は、居住や都市機能を一定の場所に緩やかに誘導、集積するための具体的な実行計画になると考えております。

その下の14枚目のスライドは、国から示された計画の流れについてです。札幌市におきましては、現在、都市計画マスタープランと同時並行的に検討を進めておりまして、上段の(1)から(4)は都市計画マスタープランにおいて検討している内容となります。ですから、実際に立地適正化計画における検討は(4)から(8)までを検討することになります。

ページをめくっていただきまして、15枚目のスライドからは居住誘導の考え方です。居住誘導区域の検討に当たってどういうふうに考えていこうかというもので、人口の動向、市民の意向、土地利用の状況、防災といった四つの観点から考えていきます。

その下の16枚目のスライドは、人口の動向です。まず、過去の傾向がどうなっているかということで、平成12年から22年の条丁目ごとの増減数をあらわしております。ぱっと見たところ、黄色い枠で囲っておりますように、①の中央区、②の宮の沢駅周辺、③の郊外部の新規開発地のあたりでは人口が増加しています。

右側に移りまして、17枚目のスライドは、これを社会増減と自然増減に分けたものです。自然増減については、今、集計中で、間に合いませんでしたので、社会増減だけのグラフになっております。社会増減は転出、転入で、自然増減は出生と死亡の差引きとなります。社会増減として、先ほどの16枚目のスライドのように、中央区と宮の沢、郊外の新規開発地において社会増が多く見られます。

その下の18枚目のスライドは、社会増減を年代別に見たものでございます。年少は14歳以下でございますが、年少だけで転出、転入が起こるわけではありませぬので、親世代と一緒にしょうから、こちらはファミリーと考えることができます。こちらは、中心部というより、郊外の新規開発地でふえていることを示す赤色が目立っております。生産年齢は、主に中央区に多く集まっております。右側の65歳以上の老年人口は、中央区にも集まっており、郊外にも集まっているような傾向を示しております。

めくっていただきまして、19枚目のスライドは転入人口です。こちらは、年少、生産年齢、老年の方が道外からどこに入ってきたかを分析、集計したものでございます。ごらんのように、年少と生産年齢の傾向は同様で、中心部が多く、老年はそもそも数が少ないということでございます。

その下の20枚目のスライドは、道内からどこに入ってきているかというものでございます。年少と老年の傾向は比較的似ているように見受けられますが、生産年齢は中心部及び地下鉄沿線に多く転入してきていることがわかります。

右側にいきまして、21枚目のスライドは、市内の別の区から入ってきたというものです。真ん中の生産年齢は、左の年少、右の老年と比べると、中央区や地下鉄沿線に多く集まっている傾向が見えます。左の年少はどちらかというところ郊外部で、右側の老年は、郊外部も多いですけれども、中心部も多いというような傾向になっております。

その下の22枚目のスライドはまとめです。

今お話ししたものをまとめますと、ポツの一つ目として、過去の人口動向につきまして、中央区、地下鉄新駅、郊外新規開発の人口増加が多いとしております。

ポツの二つ目として、増加数の年代を見てみると、他世代と比べて、生産年齢は中央区や地下鉄沿線などに多く集まる傾向があり、ファミリーや高齢者は比較的郊外部に多く集まる傾向が見られるということでございます。このように、世代や家族構成により、居住地の選択に差が見られることが見えてきました。

めくっていただきまして、23枚目のスライドは将来推計でして、まちづくりセンター別の将来推計をしたものでございます。20年たっても人口密度に差はそれほど見られません。しかし、その下の24枚目の人口の増減率のスライドをごらんください。赤色のところは増加率が高く、青色のところは減少率が高い場所となっております。ごらんのとおり、予測でいきますと、増加率が高いのはほぼ中央区で、黄色い丸で囲ってある地下鉄沿線におきまして、今後20年、このままの推移でいくと、人口が減るという予測になっております。

続きまして、25枚目のスライドからは、市民アンケートです。

去年も市民アンケートの結果をお知らせしたところでございますので、簡単にご説明します。

26枚目のスライドは、居住環境として、買い物、公共交通などの生活利便性を重視しているという答えが多かったということです。

めくっていただきまして、27枚目のスライドですが、アンケートの回答者の約8割が現在住んでいる地域に住み続けたい意向があると回答しております。次に、その下の住み続けたいと思う理由です。グラフの一番上の水色の部分を赤く囲っていますけれども、郊外住宅地に住んでいる方は、住んでいる環境に満足している、それから、その下のオレンジ色と黄色の拠点や高度利用市街地に住んでいる方は、交通利便性がよいから住み続けたいと回答しております。



右のページに移りまして、29枚目のスライドです。ほかの地域やほかの市町村に移りたい最大の理由として、郊外部の18名の方は、交通利便性が低いため移りたいと回答しております。

その下の30枚目のスライドです。住みたい場所はどこかを聞いた際、利便性の高い場所で暮らしたいと回答した人が多くなっております。

ページをめくっていただきまして、31枚目のスライドは、住みたい場所がどこかを聞いたものです。車のあるなしで聞いたところ、若干ですけれども、車がない回答者は利便性の高い地域に住みたいという回答が多くなっております。

その下の32枚目のスライドからは、土地利用の状況というデータでございます。

32枚目のスライドは、低未利用地についてで、1,000平方メートル以上の低未利用地の分布です。市内のどこかに一点集中というよりは、万遍なく存在しております。

右のページに移りまして、33枚目のスライドは、RCの共同住宅ということで、1,000平方メートル以上の敷地を持っている共同住宅で、かつ、昭和56年以前の築31年以上のマンションの立地状況でございます。ごらんとおり、中央区や地下鉄沿線に多く立地しております。

その下の34枚目のスライドは、木造の共同住宅です。こちらも33枚目のスライドと同じような傾向ですけれども、少し広がり感がある傾向になっております。

次のページの35枚目のスライドは、平成12年から22年の間でRCの共同住宅がどこに建ったかをあらわしたものでございます。ごらんとおり、中心部、地下鉄沿線に多く立地したものでございます。

その下の36枚目のスライドは、共同の木造住宅でございます。これは、市内一円に立地しております。

続きまして、右側の37枚目のスライドは、戸建住宅です。これは、都心部や工業地を除き、市内一円に立地しております。

その下の38枚目のスライドは、狭小道路が多いエリアとして、幅員6メートル未満の道路延長割合が20%以上の場所ということで、赤色の丸で囲ってあるように、中央区と西区に分布しております。

次のページに移りまして、39枚目のスライドは防災ということで、土砂災害危険区域の分布でございます。黄色のところは避難体制をきちんととりましようという区域で、赤色のところが特定開発行為の許可や建築物の構造規制が行われる場所であり、山側に立地しております。

その下の40枚目のスライドは、居住誘導の考え方です。これらを踏まえ、居住誘導区域をどう設定するかでございます。

今までご説明してきましたが、赤い四角にありますように、特に生産年齢は中心部への転入が多い、市民アンケートでも利便性を重視するというところで、右側にありますように、全体的に、中央区、地下鉄駅周辺といったところは居住地としてのニーズが高いというこ

とです。

ただし、その下ですが、人口推計をやったところ、中央区には人が集まるのですが、それ以外の地下鉄駅周辺では人口減少が予想されまして、それによってそこに立地している都市機能も低下します。そうすると、そこを利用している後背圏の利便性も低下してしまうことが懸念されますので、将来に向けまして、地下鉄沿線と人口密度の維持、増加に向けた取り組みが必要な地域も存在するということでございます。

最後は、集合住宅を新たに建築するための敷地確保は未利用地状況から考えて可能ということでございます。

結論としまして、人口密度の維持、増加を図るため、土地の高度利用を基本とし、集合型の居住機能が集積することを目指すとして、中央区、地下鉄駅周辺で居住誘導区域の設定を検討しようというものでございます。

最後に、41枚目のスライドです。

一方で、郊外部はどうでしょうかということでございます。

郊外部につきましては、過去の動態から、ファミリー層あるいは高齢者につきましては、一定の転入がなされている傾向があり、市民アンケートでも、居住環境に満足し、住み続けたいという声も一定程度あることから、居住地としてのニーズは一定程度あると考えました。

一方で、今後の人口推計では、一部の新規開発地を除き、人口減少、高齢化が見込まれ、それに伴うコミュニティ衰退、空き家問題の発生が懸念されますので、持続的なコミュニティ形成や住宅地の質の向上が必要であろうと考えております。こちらにつきましては居住誘導区域という設定はしませんけれども、都市計画マスタープランにおきまして、生活利便機能や生活交通を確保しつつ、持続的なコミュニティや魅力ある市街地の形成を目指した取り組みを推進していくということを掲げたいというふうに考えております。

以上で、立地適正化計画につきましてのご報告を終わります。

最後に、関連説明資料③の都市再開発方針の見直しについてご説明いたします。

●阿部事業推進担当部長 事業推進担当部長の阿部でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、都市再開発方針の見直し状況につきまして中間報告をいたします。

まず、1ページ目でございます。

都市再開発方針の概要からご説明いたします。

都市再開発方針は、都市計画法第7条の2、都市再開発法第2条の3に規定されておきまして、都市計画区域内の市街化区域において定める都市再開発の方針でございます。

再開発方針では、札幌市の既成市街地におけるさまざまな課題に対処するため、長期的な視点に立った計画的な再開発の推進を目的としまして、本市では、昭和60年の策定以降、社会情勢に合わせまして、これまでも3度の全面見直しを行ってきております。

現行の再開発方針は、左の図にありますとおり、市街化区域の中に、図の中で青色に示す計画的な再開発が必要な市街地として「1号市街地」、その中に黄色で示す重点的に再開発の誘導を図るべき地区としまして「整備促進地区」、さらに、その中に赤色で示す再開発の機運が高まり、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区としまして「2号地区」の3種類の地区を定めております。

今回の見直しは、前回の全面見直しを行った平成16年から10年が経過していること、また、本市のまちづくりの最上位計画でございますまちづくり戦略ビジョンを平成25年度に策定したことを契機に、都市計画マスタープランとともに見直すものでございます。

本日は、現在見直しを検討しております再開発方針の地区画定の重要な要素となります第3章に当たります「再開発方針の考え方」と第4章の「地区指定」の検討状況についてご説明をさせていただきます。

次のページをごらんください。

ここでは、まちづくりにおけます再開発方針の位置づけと再開発の目標を示しております。

再開発方針は、まちづくり戦略ビジョンや都市計画マスタープランに掲げる目標の実現を市街地の再開発という側面から担うものでございます。したがって、再開発の役割を十分に考慮し、上位計画が示す目標を再開発という側面から重点化を図るため、右にあります再開発の目標を設定いたしました。

再開発の目標を三つ掲げておりますが、1点目を「魅力的で活力ある都心の創造」、2点目を「個性あふれ生活を豊かにする拠点の形成」、3点目を「生活の基盤となる持続可能なまちづくりの推進」とし、1点目の都心、2点目の拠点を包含する基本的な目標として構成しております。この3点の目標に対応する個別の方向性につきましては、次のページでご説明させていただきます。

昨年度より、都市計画マスタープラン等見直し検討部会でいただいた意見を踏まえまして、個別の方向性について整理いたしました。

1点目は、札幌の顔にふさわしい都心の目標として、「魅力的で活力ある都心の創造」を掲げ、四つの方向性を示してございます。

一つ目は「世界をリードする環境配慮型都市のモデル地区を形成する」、二つ目は「高次な都市機能の集積や魅力ある都市空間の創出を図る」、三つ目は「世界に誇る都市観光・ビジネス環境を形成する」、四つ目は「安心・快適な歩行者ネットワークの拡充により回遊性を向上させ、にぎわいあるまちづくりを推進する」といたしました。

ただし、都心においては、現在検討中であり、平成27年度末に策定予定でございます都心まちづくり計画と連動するため、その検討内容に合わせて、随時、整合を図ってまいります。

2点目の「個性あふれ生活を豊かにする拠点の形成」では、周辺住民や後背圏の生活を支える役割を担っている拠点としまして三つの方向性を示しております。

一つ目に「生活利便施設の集積を図るとともに、居住機能との複合化を促進する」、二つ目に「産業、観光の活性化を図るため、拠点機能の更新と強化を促進する」、三つ目に「冬でも安心して歩ける歩行者ネットワークの構築と魅力あふれる街並みの創出による歩きたくなるまちづくりを推進する」といたしました。

3点目の「生活の基盤となる持続可能なまちづくりの推進」は、これまで示した拠点、都心などを包含する基本的な目標としての位置づけを有するものでございます。

方向性としましては、一つ目に交通ネットワーク活用の観点としまして、「地下鉄駅周辺や路面電車沿線などの利便性向上を目指し、軌道系交通を基軸としたまちづくりを推進する」、二つ目に環境配慮の観点としまして、「効率的で安定的なエネルギー利用と、緑豊かなオープンスペースを創出し、環境配慮型のまちづくりを推進する」、三つ目に防災の観点としまして、「防災機能の強化などにより、都市の防災性向上を図る」、最後に、マネジメントの観点としまして、「再開発などを起点としたエリアマネジメントや連鎖型のまちづくりを誘導する」と設定し、再開発を起爆剤としたまちづくりが持続し、波及していく取り組みを促進したいと考えております。

次に、4ページをごらんください。

ここからは、1号市街地、整備促進地区、2号地区を画定するための考え方をご説明いたします。

1号市街地の画定に当たっては、再開発の目標に沿って、「都市戦略の視点」、「都市改善の視点」に分けて地区の画定を行うこととしています。

「都市戦略の視点」としましては、戦略ビジョンに位置づけがあり、再開発の目標を実現する上で特に効果が大きいと予想される地区として、「複合型高度利用市街地」、「都心」、「地域交流拠点」を、「都市改善の視点」としましては、何らかの課題を抱え、対応が必要な地区として、「機能更新促進地区」と「防災課題指標」を地区画定要素として抽出いたしました。これら五つを集約したものが1号市街地の範囲となります。

次に、整備促進地区、2号地区でございますが、こちらはまちづくりの熟度に応じた「ステップアップ型」と「政策誘導型」の二つのフローから地区を画定いたします。

一つ目の「ステップアップ型」は、これまでのまちづくりの考え方と同様に、地域のまちづくりの熟度に応じて整備促進地区、2号地区に位置づけるものでございます。まちづくりの動きが高まりつつある地区において、都市整備上の課題や公共貢献誘導の視点から総合的に判断し、重点的に再開発の誘導を図るべき地区を整備促進地区にしております。また、整備促進地区のうち、再開発への熟度が高まった地区を2号地区として位置づけます。

次に、政策誘導型は、今回の全面見直しにおけます新たな視点としまして、戦略的に公共貢献を誘導すべき地区を位置づけるものでございます。この地区の狙いとしましては、「どこで」、「何を」すれば支援が受けられるのかを民間事業者に明確に打ち出すことで、行政単独ではなし得ない公共貢献の実現を、民間の活力を活用して、戦略的に図っていく

というものでございます。

この考えをもとに、公共貢献を戦略的に誘導したい地区を整備促進地区に、さらに、誘導したい公共貢献が明確な地区を2号地区に位置づけるものとしております。

以上が昨年度の検討をもとに取りまとめました都市再開発方針の方向性となっております。

なお、都市再開発方針は都市計画決定事項でございますので、今年度中の事前説明と諮問を予定しておりますが、都市計画マスタープランと同様に検討段階で意見をいただくことが重要でありますので、今後も、適宜、審議会にてご議論をいただきたいと考えております。

今後は、2号地区などの画地イメージを含む骨子案について、先日行われました第8回の検討部会でいただいた意見や本日の中間報告でいただく意見をもとに、7月の都市計画審議会に都市計画マスタープランとあわせて提示させていただき予定でございます。

以上で、札幌市都市再開発方針の見直しについての中間報告を終わらせていただきます。

●高野会長 ありがとうございます。

3点のご説明を頂戴いたしました。

1点目は、市町村が作成するマスタープランでございます。これまでも都市計画の内容を一々細かく規定するものではございませんが、理念の上で方向づけを行うということで立てられたものの見直しということだと思います。

最後にお話ございました都市再開発方針については、積極的なまちづくりと言われております再開をどういうところで具体的に進めるかを示すものでございます。

2番目にご説明をいただきました立地適正化計画は、先ほどもご説明をいただきましたが、昨年8月に改正されました都市再生特別措置法の中で位置づけられているものでございまして、今まで以上に居住を誘導する区域、あるいは、都市機能を誘導する区域、場合によっては居住を調整する区域を都市計画区域の中でそれぞれ色分けしていくということで、これまでになかった形で今まで以上にまちの整序化を進めるわけでございます。

そして、その前提となるのは人口減少でございます。幸い、札幌では、20年後でも約6%の人口減少という見込みですけれども、場所や年齢階層に分けていきますと、かなり大きな状況の差異が出るということでありまして、それに向けてそれらを考えていかなくてはいけないということだと思います。

これらについては、次回以降も適宜ご審議となりますけれども、まずはご説明を頂戴いたしましたので、どの項目からでも、あるいは、制度の内容やわからない点など、どんなことでも結構でございますので、ご質問をお願いしたいと思います。

堀内委員、お願いいたします。

●堀内委員 市民委員の堀内です。よろしく申し上げます。

今回、上位計画の札幌市まちづくり戦略ビジョンと対比して見ていたのですが、ビジョンでは、北海道新幹線の位置づけとして、将来の都市空間図が例示してありますね。北海道新幹線は5年ほど早まるというお話もありますけれども、そういうような議論はなされたのでしょうか。

●高野会長 新幹線について、事務局からお願いいたします。

●村瀬都市計画課長 きょうお示したのは、市街地類型ごとの施策の方向性でございます。

一方で、都市計画マスタープランの構成としては、これに加えて、土地利用、交通、みどり、エネルギーの基本方針と施策の方向性といったものを盛り込むべく骨子を作成しつつあります。当然ながら、交通の施策の方向性の中では、北海道新幹線を生かしていくことが掲げられる予定でございます。

新幹線につきましては、札幌延伸が早まり、2030年度の開業予定でございますので、そういったことを見据えながら、交通やまちづくりを進めようという考えを盛り込む予定としております。

●高野会長 堀内委員、よろしいですか。

●堀内委員 よろしく申し上げます。

数年前に桑園地区でマンション計画がありましたが、基礎工事の段階で、ここは将来の新幹線用地ですということ、たしか工事が中断したと思うのです。そういうこともありまして、その辺についてはJR北海道といろいろ連携をとりながら進めていただければと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

水澤委員、お願いいたします。

●水澤委員 市民委員の水澤です。

今説明がありました都市再開発方針は、まちづくり戦略ビジョンや都市計画マスタープランを具体化するという話のようですけれども、先ほどの話を聞いていますと、その前にあった立地適正化計画がこれからの非常に大きなウエートを占めますね。もしくは、都市再開発方針は、立地適正化計画とイコールになるのではないかと聞いていて思いました。

そこで、そういうお考えがないのかが1点です。また、都市再開発方針と立地適正化計画との連携をどうとるのかというところを教えてくださいたいと思います。

●高野会長 それでは、お願いいたします。

●村瀬都市計画課長 法律に基づいてつくられる計画ということで、それぞれの目的に沿ってつくられていきます。都市マスも含め、三つを一体的に議論していただいております。立地適正化計画も再開発方針も、お互いに相互補完して、一体として札幌のまちづくりを進めていくものとして考えております。

●水澤委員 一体として考えるという考えですね。わかりました。

●高野会長 よろしいですか。

●水澤委員 はい。

●高野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

●名本委員 市民委員の名本です。

大変な計画ですね。検討部会の皆様方もどうもご苦労さまでした。

ただ、私も都市計画を多少かじっております。今までの都市計画マスタープランと今回の都市計画マスタープランの大きな違いをどう捉えていらっしゃるのかをお聞きしたかったのと、私なりの考え方をお話しさせていただきます。

今、委員の方からもお話がありましたように、立地適正化計画が以前までになかったことが非常に大きな要素だと思います。

私は、真駒内に住んでいます。先ほどご説明がありましたように、真駒内駅前にはにぎわいがあまりないということもありまして、背後の南区全体の人口も減りつつあり、なおかつ、高齢化も進んでいるという状況でございます。

また、これからは、人口が減る中で地下鉄駅周辺ですら人口が減るというご指摘がございましたが、これは非常に大きな問題だと思います。そこで、それを避けるために駅周辺の拠点性を上げることが必要ですが、立地適正化計画の中に、つまり、居住誘導区域の中に地下鉄駅周辺を全て含める考え方があるのかどうかということをお聞きしたいです。

そして、拠点性を高めるといってもそう簡単なことではございません。恐らく公共はかなりてこ入れをしなければならないし、民間も連動させなければなりません。いわゆる官民の連携を進めなければならないということだと思っております。そのときの有効な手だてというのは、今は都市再生特別措置法のいろいろな有利な補助制度も使えると思うのですが、先ほど来からお話がありますような再開発方針の中で、誘導地区と2号地区については今の形だと都心部にどうしても限定せざるを得ない状況ですね。そこで、今言った

ような地下鉄周辺において公共がそれを誘導していくことは難しいでしょうけれども、札幌型の都市計画としてこ入れする方策をお考えではないかどうかということです。

これは私の私的な考え方でございまして、これから議論していただく中でご検討していただきたいという私の要望でございまして。

また、細かい話はいろいろあって非常に多岐にわたるものですから、その辺については追々ご質問させていただきたいと思っております。

●高野会長 どうもありがとうございました。

地下鉄駅周辺の考え方と整備の進め方についてお願いします。

●村瀬都市計画課長 まず、1点目は、都市機能誘導区域をどういったところに定めようとしているのかといったことかと思っております。

これにつきましては、次回の部会で考え方を示そうと考えておりますが、今、我々が考えているのは、都市機能には高い機能もあれば普通ぐらいの機能もあるということです。高い機能は、都心でいけばコンベンション機能や海外や本州の企業が入るような事務所、あるいは、大勢の市民が利用する公共施設だと考えておまして、これらは都心を中心に誘導すべきものであらうと思っております。一方で、地下鉄沿線にも商業施設や医療施設と、都心ほど高くはないですが、区民が利用するような機能といったものが誘導されるべきであらうと思っております。

一方で、地下鉄全線をそういうふうに位置づけるのかがあります。現在、17の拠点がありますので、17の拠点を都市機能誘導区域に位置づけるのか、機能の誘導する高さ、集積度合をどうすべきかということで誘導区域を決めようかなと思っております。

我々としては、都市機能誘導区域を仮に17の地域交流拠点のみに位置づけて、通常の地下鉄駅には位置づけないとした場合においても、郊外部分なども同じですが、身近に食品を扱うスーパーやクリニックなどはそれなりに身近な範囲で必要だと考えておりますので、都市機能誘導区域を17の拠点に位置づけたからといって地下鉄沿線や郊外部の住宅地において、少し低い機能についての手当てについて、考えないというわけではありせん。

ただ、実際に民間事業者の市場もありますので、誘導したいと思う我々の気持ちと市場がそれに反応してくれるかといったこともあるかと思っております。ですから、地下鉄沿線のみならず、郊外部における一定の都市機能を確保するという事は我々だけが頑張っても仕方ないというか、なかなか難しいことですので、事業者や市民も含め、一体となって都市の魅力と活力を向上させるといったような考えで進めていきたいと考えております。

●高野会長 大変本質的な議論だと思っておりますが、名本委員、いかがですか。



●名本委員 ありがとうございます。

私の言い方が悪かったみたいですが、居住誘導区域については地下鉄沿線全体をお考えになっているのか、さらにその拡大でお考えになっているかが1点です。

都市機能誘導区域を全ての地下鉄駅にというわけにはいきませんから、地域交流拠点を中心にお考えになることはいいかと思います。それを核にして、ほかの地下鉄沿線や地下鉄の駅周辺もそれにブランディングしていくことはいいと思います。

ただ、今問題になっていますが、誰も人が住まない集落がふえていることもあります。これは、単に過疎地域の問題ではなくて、都市内過疎といいますか、都市の中でもゴーストタウン化するエリアが今後20年の間で出てきても不思議ではないと思います。そこに取り残された高齢者の方たちはどこにも行きようがないという状況も考えられると思いますので、この辺は今回の都市マスでがっちりやっていただきたいと思います。

●村瀬都市計画課長 私の勘違いでございました。

居住誘導区域につきましては、現段階では地下鉄沿線にプラスして、JR線のうち現在既に一定の密度がある場所を想定しております。

人口が増加している時代には、郊外に住宅地をどんどんつくっていき、そこでの人口がふえていったのですけれども、先ほどの資料でお見せしましたように、人口が減る中、地下鉄沿線ですら人口が減っていくという状況ですので、何とか地下鉄沿線ではせめて維持、増加を図りたいという意味で居住誘導区域としております。

一方で、郊外部については、残念ながら、人口のパイが限られている以上、先ほどの予測にありますように、減ることは避けられないだろうと考えております。一部でふえるところはあるかもしれませんが、総体として減ることは避けられないだろうと思います。ただ、減るからといって、あるいは、高齢化が進むからといって、そういった地域に何もしないわけではなく、どう手当てをできるのかというのが先ほどの41枚目の資料になります。

郊外部における居住ニーズもある程度ありますので、人口が減る中、転入を一定程度図るべきではないかと考えております。ただ、転出も多いので、結果としては減るかと思えます。ただ、人、あるいは、居住ストックの流動化をそうやって何とか進め、さらに最低限の生活の利便機能、交通機能をどうやって図っていくかとなります。これは全国的な問題かと思えますし、回答がなかなかないものでもありますので、まさにこれからということになります。ですから、これを今回の都市マスなり立地適正化計画にしっかりと位置づけて施策展開を進めていくといったことを考えております。

●高野会長 ほかにありますか。

●齋藤委員 市民委員の齋藤と申します。

2点質問です。

一番最初のマスタープランの見直しの体制・進め方という8ページです。

前も同じような質問をさせていただいたと思うのですが、人口減少、高齢化ということで、要は、いいまちをつくっても全然使われていないと意味がありません。一番大事なのは職を積極的につくっていくことです。ということをお願いしました。これは、少子高齢化だけではなく、学生についても大学で教育しても6割方は道外に行ってしまいます。そういう人たちが全然引きとめておけず、全然変わっていないのです。

これは都市計画の話ではないと思いますけれども、働く場の確保ということです。そして、職場をつくる場合、どんな企業が本当に欲しいのか、それから、そういった企業をどうやって持ってくるのか、企業のニーズをしっかりと把握するというのでしょうか。今、住んでいる市民の方へのアンケートや子どもへのアンケートも非常に大事だと思いますけれども、ここに拠点を置きたいと思いたくなるようになるためには何が必要なのかをぜひ把握してほしいと思います。

その際、市内連携をもっと深めながら今後はやっていますというようなお話でしたが、それが進んでいるかどうかというのが一つの質問です。

2点目は、今、名本委員からもありましたように、今後、居住を集中させる場所として、中央区、地下鉄駅周辺とありましたが、これは選択集中の観点から非常にいいと思います。必然の結末がこうなってくるのだらうと想像できますけれども、そうした中で非常にミクロな話をしたいと思います。

地下鉄を延ばせばいいという話になりますけれども、人口が減るのに何で延ばすのだという議論でなかなか延ばせないという中では、ここにもありますように始発駅の周りをよくすることが非常に大事だと思います。

例えば、真駒内の例をとりますと、東側に緑があるのですけれども、市街化調整区域です。立地な駅があって土地もあるのだけれども、住まわせません。平成17年以降、全然ふやさないといったポリシーを貫いてきたということかもしれませんが、非常にもったいないのです。そこで、その辺の見直しも含めて考えてはいかかかと思っています。

あと一つ、本当に人口をふやして、住む環境としてよくするためには、超高層マンションを誘致してくるのです。これは利便性や集積を高めるということもありますし、オープンスペースをうんとつくることにもつながります。これが簡単にできないということであれば、先ほど申し上げた市街化調整区域を見直すなりして、そういうことも含めて検討できないかということで、ミクロの世界の思いつきですが、質問させていただきました。

●高野会長 ありがとうございます。

3点あったかと思っています。1点目は、まちづくり戦略ビジョンにあるような職場づくりとまちづくりの連携がどの程度進んでいるか、2点目は、特に真駒内駅周辺の開発について、調整区域を一部解除してはいかかかというようご提案です。3点目は、高層マンシ

ョンの構想についてです。

いかがでしょうか。

●村瀬都市計画課長 まず、1点目の雇用についてです。

従来の都市計画マスタープランでも意識はもちろんしておりますけれども、今回の都市計画マスタープランにおきましては、庁内連携、分野横断的ということを重要視しておりますので、当然ながら、経済部局とも協議をしてつくり上げてきております。

これについて、まだそれだけかと言われるかもしれませんが、先ほどご説明した施策の方向性の中では、工業流通業務地の操業環境を守る、流通業務団地の高度化などは、経済局からのお話により重視していこうということで掲げております。これだけでは札幌からの流出をとめられるものではありませんので、今すぐどうこうということではありませんが、いずれにせよ、都市計画マスタープランを策定するに当たって、庁内のかなりの部局と協議をしてつくり上げてきていることは事実でございます。

2点目の真駒内を初めとした調整区域の活用でございます。

真駒内の東側は、我々としては貴重な緑だと捉えておりますし、今のご意見のように、少し開発してもいいのではないかというご意見があることも承知しております。

今、ここで真駒内の東側をどうこうというお話はできませんけれども、市街化調整区域につきましても、先ほどの6ページにありますように、拠点間ということで、高次機能交流拠点が調整区域に幾つかあります。モエレ沼や芸術の森、そして、市街化区域と隣接しておりますけれども、札幌ドームがありますが、こういった高次機能交流拠点と拠点を結ぶ道路沿道の土地利用につきましても、農業や緑の自然的環境との調和も考えながら、高次機能交流拠点の機能を高めるために必要な土地利用であれば考えてもいいのではないかとということで検討を進めようとしているところでございます。

それから、最後の高層マンションでございます。

昨年度までもそうでしたが、苗穂や都心部などでのいろいろな高層建築物の諮問をさせていただきました。いずれも60メートルから100メートルの高層マンションであり、こうした民間事業に対する提案に対して、屋内や屋外のオープンスペースを確保していただき、公共貢献に応じて容積率や高さを緩和するなど、土地計画として対応してきているということがありますので、これは引き続き実施していく考えでございます。

●高野会長 齋藤委員、よろしいですか。

●齋藤委員 はい。

●高野会長 ありがとうございます。

では、ほかにいかがですか。

●松浦委員 松浦和代です。

居住誘導の考え方の中で、今までの討論で話題に比較的なりづらかった問題ですけれども、働くお母さんたちのニーズがもっと反映されてもいいのではないかと思います。

生産年齢人口の考え方ですけれども、15歳から64歳と区分を設けていますが、この中に実際に就労している人の割合が札幌市では何%か、そして、この10年間を経年的に見て、女性の占める割合が非常に上がってきていることは確認できると思うのです。そこで、こういう働くお母さんたちの居住誘導を行うとしたら、生活利便性という言葉に対する認識が高齢者中心の場合とかなり違ってくると思うのです。

例えば、お母さんたちが都心部で仕事をしていたとしても、自宅のそばに保育園を求めます。それから、日常的な買い物についても自宅のそばでの買い物を希望していると思うのです。ですから、子どもを連れしたり、買い物をした持ち物を持って職場との行き来をしたいとは思っていません。できるだけ自宅のそばで安全に子育てもしたいし、物価の安い買い物ができる地域も求めています。

ですから、そういったことも少し加味し、女性が働きやすい、女性が子どもを生みたいと思えるよう、フランス型やドイツの先進例などを参考にされた居住誘導をするということが大事なことではないかと思います。

東京都でも、営団地下鉄のアクセスのいいところに子どもたちを育てる方向けの高層マンションの建設などを行って、日本の先進例と言えるような人口誘導に成功した区があると思いますので、そういうものも参考になさるのはいかがかと思いました。

意見でございます。

●高野会長 大変貴重なご意見だと思います。

●堀内委員 関連です。

私は、苗穂駅の再開発の案件のとき、25階建ての高層マンション2棟はファミリー層向けとお聞きいたしました。その校区は、多分、中央小学校のはずです。また、北4東6にもマンションが建つということで、その関連で申し上げたのですけれども、マンションが建った場合、児童や小さいお子さんがふえることが予想されます。

そのことによって、保育園や小学校の規模も加味し、教育委員会と連携をとっていただきたいと思います。今、中央小学校では基本計画をつくっているようなので、連携をとってほしいという要望、意見を出したのです。人がふえるということは、小さいお子さんから大人までふえますので、それを収容することも考えて進めていただきたいと思います。

前に、札幌市の公共施設の建築物の検討委員会があった際、複合化を答申されたそうです。留守家庭児童会というのでしょうか、学校が終わった後に保護者が来るまで預かるもの、あるいは、もっと進めて、資生館小学校の場合は保育園と小学校が複合化されて運営

されていますので、そういうようなことも加味して、公共施設のあり方についても進めていただければと考えています。

●高野会長 ただいまのご意見は非常に重要だと思うのですが、今までこういう意見は検討の中でありましたか。

●村瀬都市計画課長 検討部会でそういうことはなかったと思います。重要な視点をいただきまして、どうもありがとうございます。検討部会も含めて、今後の検討に活かしていきたいと思います。

●高野会長 ほかにいかがですか。  
池田委員、お願いいたします。

●池田委員 ご苦労されてマスタープランをつくられていると思うのですが、4ページに札幌らしさの創出だとか地域特性を踏まえた都市づくりなどとありますね。そこで、これは要望ですが、つくっている方が札幌市のここにこういうものがあつたらすてきだとかつくっている方が思えるようにしていただきたいと思います。イノベーション、想像力というか、書類をつくるのも大変ですけども、つくっている方が自分が住んでいてもすてきなというまちの気持ちを込めたマスタープランです。こう大変だと思うんですけども、どうせつくるなら自分が住んでみてもすごくすてきなまちだと思えるマスタープランのイノベーションの創造性をもうちょっと高めて検討していただきたいというお願いです。

●高野会長 それに向けて、もっと住みたくするためのアイデアはありますか。S・L・I・M City Sapporoが一応出てはいますね。

●池田委員 書類的というか、言葉を並べているのですけれども、そうなのかみたいな感じで、聞いていても創造性が高まらないのです。

●高野会長 資料の出し方かもしれませんが、いかがですか。

●村瀬都市計画課長 マスタープランは、当然ながら市の施策の方針ではありますけれども、市民、企業と一緒にやっぺいこうと共有するものとしてつくるものでございますので、いただいたご意見も踏まえて、工夫していきたいと考えております。

●高野会長 適宜、いいアイデアを出していただければと思います。

●五十嵐委員 五十嵐でございます。

改めてマスタープランの見直しをするということで、平成16年につくったものの10年後の見直しとなりますね。本市は2026年にオリンピック・パラリンピックの招致をしますが、これが間もなく目の前に来ます。それがかなうかどうかは担保されたものではないのですが、オリンピック・パラリンピックを開催すること自体が将来の札幌のまちづくりに大きく影響してくると思います。

イベントの一過性のこなしであっては何ら意味がないと思っているのですが、この都市計画の部分とオリンピック・パラリンピックの開催との意見のやりとりがあるのでしょうか。将来の札幌をどうつくりかえていくか、世界にどう発信していくかという大きな節目でありますから、このこと自体がマスタープランに反映されていくのでなければ、スポーツ部が冬のイベントをただ招致するだけに終わってしまっては失敗するなという懸念があるのです。その辺は庁内が横断的にやっていると言いながらもなかなか見えてこないし、そういう文言が一つも入ってきていませんが、今どのように進められているか、または、進めていこうとされているのでしょうか。

いずれにしても、この計画でいきますと、取りまとめは来年の頭ですから、招致計画の準備もこれからどんどん進んでいき、決まってしまうと、そう簡単には変えられなくなりますけれども、どういうふうに進められているかをお伺いしたいと思います。

●高野会長 お願いします。

●村瀬都市計画課長 オリンピックが今後どうなるかは不透明なところがあるのですが、今の我々の認識としては、オリンピックの概要計画をつくと、それに合わせて、交通の基盤整備でやり変えなければならない部分も出てきます。あるいは、土地の後利用も含めて考えていかなければならない部分も出てきます。

そういうことで、オリンピックの計画の熟度がある程度高まり、開催が見えてくれば、交通の分野では特にいろいろと考えていかなければならない部分が出てくるはずと認識しておりますし、その際には土地利用についても検討しなければなりません。

都市計画マスタープランは今年度につくってしまいますけれども、そういったことが起こる場合には、オリンピック、総合交通、都市計画マスタープランをその時点で見直す必要が出てくるのではないかと考えております。

●高野会長 その辺が難しいですね。

お願いします。

●五十嵐委員 大変難しいですね。

先は誰も担保できるものではないのですが、そのときに具体的な計画ができればまた見

直すということではないと思うのです。札幌市としてはただ手を挙げればよいという話ではないですから、26年がだめでも30年というように、機運は必ず盛り上がってくると思います。そうすると、北海道新幹線が仮に26年になりますと、さらに5年の前倒し、丘珠空港の活用、総合交通体系も含めて、どこにそういう拠点を置くのか、また、競技施設の課題も出てきます。

絵を描いてしまうとひとり歩きしてしまうので、それがさまざまな利害関係の憶測を生んでしまうのですが、ぜひとも先取りをしながら、いつでも引き出しが用意できるようにしていただきたいと思います。そのときになって、もう一回構築するというのでは遅いのではないかと思いますので、臨機応変にいろいろな引き出しを用意しておくべきではないかと思います。

これは、要望です。

●高野会長 オリンピックもそうですけれども、冬のパラリンピックの開催は大変難しい問題がたくさん出てくるので、そういうものについていろいろな勉強をしておけということだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにいかがですか。

●名本委員 しつこくてすみません。

私が前に審議会で新幹線の問題とオリンピックの話をしたときにはそういう時期ではなかったのですが、今後検討されるというお話を聞いていました。

先ほど、私は真駒内に住んでいるというお話をしましたが、今のお話は非常に重要な話だと思います。というのは、皆さんもご存じのように、真駒内に冬季オリンピックの施設がいろいろございます。地下鉄があそこまで延びたというのも、交通手段を確保する戦略の一環でした。また、最も重要なものとして、あそこに五輪団地をつくり、地域暖房も入れました。

これはそれなりに効果があったと思うのですが、これについて、過去にそういうことをやって、それがまちづくりにきちんと反映しているのかどうなのかという分析し、これから新たにオリンピックをやるときに、それが真駒内のまちづくり、ひいては、札幌市全体のまちづくりにどうつながっていくかをご検討することが非常に効率的ではないかと思っています。

●高野会長 これについてもあわせてお願いいたします。

それでは、丸山秀樹委員、お願いいたします。

●丸山（秀）委員 提案というか、考え方についてお願いしていただかなければならないだろうと思うことに市営住宅があると私は思っております。

南区もそうですけれども、私は厚別の人間ですが、厚別にも市営住宅が非常に多くて、特にもみじ台団地があります。昭和50年ぐらいから建ち始めていて、もう既に現在で40年近くがたっているわけです。人口も2万6,000人から1万7,000人ぐらいに激減してきており、高齢者もふえていて、高齢化が札幌市の中でもすごい勢いで進んでいます。しかも、単身世帯も非常に多く、空き室もかなりあるようです。また、この関連資料の9ページにもありますが、市営住宅の建替えにも費用がかかってきます。

この資料の14ページですが、テクノパークも高次機能を持った交流拠点としての位置づけがなされています。はっきり申し上げると、札幌テクノパークは隣にもみじ台団地がありますけれども、テクノパークが活かされているような場所では全然ないのです。

今までのような市営住宅ではなく、今後は、あれだけの規模のものが敷地的に要らなくなってくるだろうという考え方があると思うのです。そんなこととあわせて、コンパクト化と集積が当然必要でしょうし、さらに、こうした企業、拠点との交流みたいなものや民間活用も含めた考え方が入ってこないといけない場所なのではないかと思っています。ですから、今後の市営住宅については考えていかなければいけないのではないかと思います。

それとあわせて、今まで住んでいたコミュニティをなるべく生かしたいという方もいます。そうすると、募集の考え方一つにしても、今いる人たちの移動できる年齢の考え方もそうですけれども、市営住宅などの公共建築物の今後の方向性みたいなものとまちづくりは一体的に考えていただかなければいけない場所なのではないかと思っておりますので、そうしたご検討をいただくような方向性が欲しいと思っております。

●高野会長 これも重要なご指摘だと思います。

例えば、市営住宅の計画と今回の立地適正化計画等の関連は、具体的にどういうふうに考えられるのですか。

●村瀬都市計画課長 市営住宅については、古いものはこれから順次更新していくのですが、市有建築物の配置基本方針という前回の審議会のときにお配りした資料の中で、市営住宅を建替える際にはいろいろな機能を複合化させようという考えを入れております。

そういうこともありますので、単に建替えをするということではなくて、建替えをして、多少高層化して余剰地を生み出して、その余剰地を市営住宅やその周辺の人のための機能として使っていこうという基本的な考え方があります。

ですから、基本的には都市計画マスタープランでいろいろな機能を確保していきましようという考えと同じでございますので、庁内連携としまして、市営住宅を改築する部局、余剰地を活用する部局、そして我々が一緒になって、まちをどういうふうにしていけばいいのかを考えていくことになろうかと思います。



●高野会長 よろしいですか。

●丸山（秀）委員 はい。

●高野会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

水澤委員、お願いいたします。

●水澤委員 大した話ではないのですが、札幌市都市計画マスタープランの見直しの資料の4ページの真ん中あたりに今回の見直しにおける今後重視すべき観点という箱があります。

私は市民的な目で見ているのですが、最初の丸のところの「新たな価値を創造」というのは何だろう、新たな価値についてはどこに書いてあるのかなと思いました。これは理念だからいいのだという話なのかもしれませんが、それがどこにあるか、市民目線で見ると心配です。

それから、二つ目の丸の「持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり」とありますが、維持管理が可能は何だろうか、官民のストックが維持管理できるような都市づくりと言いたいのかなと思いました。これもそうで、言葉が若干足りないのではないかと思います。

最後に、都市づくりの理念です。理念だからいいのかもしれないのですが、新たな都市づくりの概念とありますが、これはどこに書いてあるのだろうかとか探したくなってしまうのです。

理念だからそういう言葉でいいのだということなのかもしれませんが、それがどこかにつながっていれば、新たな都市づくりの概念はああなのか、新たな価値はこういうことを言っているのかと思うのではないかと思います。ですから、そうした説明がどこかにあればいいのではないかと思います。

●高野会長 わかりやすい資料づくりは、いずれにせよ市民の皆さんへのパブリックコメントもありますので、今のようなご疑問に答えられるような資料づくりを今後やっていただければと思いました。よろしくお願いいたします。

ほかにいかがですか。

●丸山（博）委員 丸山博子です。

1点、意見を述べさせていただきたいと思います。

関連説明資料①を使ってお話ししたいと思います。

一つ前のご発言にあった見直しの視点が書かれている4ページですが、見直しの視点の

3点目が札幌らしさの創出となっています。

この一つ目が都市と豊かな自然環境という表現になっていますが、今回の資料の中では、札幌らしさの創出としての都市と豊かな自然環境の記述の部分が少ないように感じています。

例えば、同じ資料の14ページです。

参考資料としてつけていただいた市街地特性に応じた地域ごとの視点というものを拝見しているのですが、右上の緑の四角に市街化調整区域のことが書かれています。この中には、自然資源の活用と新たなニーズに対応した新たな土地利用の方向性、そして、下の枠には実現に向けての施策の考え方が書かれています。

そこで、この中にもう少し書き込んでいただけないかと思うことが大きく分けて2点ございます。

まず、1点目としては、札幌市の自然の最も大きな特徴というのは、南区の大部分を占める奥山の森林です。ここは国有林ではありますが、札幌市の中にある国有林です。この保全について、札幌市として積極的に何かを手がけていくことができないのか、大事に思っているのだということを書いておくべき必要性がないのかなと思っております。

1点目は、奥山の自然は札幌市の最大の財産についてということです。

次に、2点目として、右上の市街化調整区域の方向性の一つ目に書かれているみどりや農地の保全・創出、オープンスペース・ネットワークの形成の中にもしかしたら含まれるのかもしれませんが、あえて申し上げておきたいと思うことがあります。

それは、水と緑のネットワークとして、現在、環状グリーンベルト構想があり、奥山の緑を含め、札幌市をぐるっと緑で囲むのだという構想です。これにより緑に囲まれた自然豊かな都市の暮らしが享受できているという形になっていると思います。

この中において、市街化調整区域の利用などを見直す際には、水と緑のネットワークをどう市街地につなげていくのか、市街地の自然を水と緑のネットワークでどう補っていくのか、創出していくのか、失わず補給していくのかという考え方を書いておく必要があるのではないかと思います。あいたところは水と緑で積極的につなげていくのだという構想を取り入れていただけないかと思えます。

少し蛇足にはなりますが、例えば、先ほど来出ている子どもを生み育てたくなる札幌市を考えれば、保育園では毎日お散歩に行く時間があるわけで、そういった楽しい自然の中での散歩や遊びができるような空間をどういうふうに配置していくのかという再配置、再調整整備のようなオープンスペース、緑地、公園の計画もあわせて考えていく、もしくは、それを考えながらまちづくりを進めるという視点をプランの中に明確に書いておいていただきたいと思っています。

長くなりましたが、以上です。

●高野会長 大変重要なお指摘だと思いますが、いかがですか。

●村瀬都市計画課長 ありがとうございます。

今の観点も含め、7月2日の検討部会で骨子案を議論しますので、そういったことも含めて考えていきたいと思えます。

●高野会長 今委員、お願いします。

●今委員 関連説明資料①の4ページに現行の都市マスと比較して、今後重視すべき視点の観点の中で五つ目の丸で災害等に備えた安全・安心な都市づくりがありますね。

昨年の9月11日に札幌市で初めて避難勧告を市民の半分の方に出したわけですから、これから人が減ってきたり、お年寄りの方がふえる中、安全・安心な都市づくりについて、どういうふうに新しい都市マスに反映されているのか、この資料だけを見ているとわかりにくかったので、このあたりを強化していただければと思います。

●高野会長 次回以降に請うご期待というところですね。

ほかはいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、この議題については今後もご討議いただくこととなりますので、とりあえず、本日はこの辺でということにさせていただきたいと思えます。

本日の議事は以上でございますが、進め方等、ご発言があれば頂戴したいと思えますけれども、特にございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、事務局から連絡事項等があればお願いしたいと思えます。

## 7. その他

●事務局(小泉調整担当課長) 本日は、長時間にわたるご審議をいただきまして、ありがとうございます。

私は、事務局を担当しております市民まちづくり局都市計画部地域計画課調整担当課長の小泉と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局からの連絡事項ですが、まず、配布資料4の年間スケジュールをごらんいただきたいと思えます。今年度はこのような日程で開催させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

なお、11月13日開催の第85回につきましては、当初は会場をSTV北2条ビルとご案内しておりましたが、市役所12階1～3号会議室に変更となっておりますので、ご留意願ひいたします。

開催日時及び場所につきまして、今後も諸事情により変更する場合がございます。その

際には開催案内の中でご連絡させていただきますので、ご確認くださいませようよろしく  
お願いいたします。

最後に、次回の審議会は、平成27年7月23日木曜日午後1時半から、会場は市役所  
12階の会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 5. 閉 会

●事務局（小泉調整担当課長） それでは、以上をもちまして、第82回札幌市都市計画  
審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

第82回札幌市都市計画審議会出席者

委員（20名出席）

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院准教授
五十嵐徳美	札幌市議会議員
池田 真弓	市民
小形 香織	札幌市議会議員
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科教授
今 日出人	北海道開発局開発監理部次長
齋藤 俊一	市民
高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究院准教授
中榮 高広	北海道警察本部交通部長（古川清実 代理出席）
中村たけし	札幌市議会議員
名本 忠治	市民
濱田 康行	公益財団法人はまなす財団理事長
林 清治	札幌市議会議員
日沖 智子	市民
堀内 仁志	市民
松浦 和代	札幌市立大学看護学部教授
丸山 秀樹	札幌市議会議員
丸山 博子	丸山環境教育事務所代表
水澤 雅貴	市民
山田 耕三	北海道建設部まちづくり局長（池田裕雅 代理出席）